

クラウドシステム提供にかかる実務的諸問題 The Legal Issues on The Cloud Computing System.

安田和史[†] 鈴木香織[‡] 清水利明
Kazufumi Yasuda[†] Kaori Suzuki[‡] Toshiaki Shimizu

[†] 東京理科大学 MIP
[‡] 文教大学 情報学部

[†] Tokyo University of Science Graduate School of Innovation Studies
Department of Master of Intellectual Property
[‡] Faculty of Information and Communication, Bunkyo Univ.

要旨

我が国におけるクラウドサービス提供事業者の実務的諸問題の中でも、法的責任を中心に検討を加える。とりわけ、インターネット上の侵害コンテンツの拡散などにクラウド事業者が意図せず巻き込まれる可能性があり、このような実務上の問題点について着目しその対応策について検討を行うものである。

1. はじめに

クラウドコンピューティング（以下、クラウドという）¹は、ネットワーキングを利用した新しいコンピューターの利用形態に関する総称である。クラウドは次世代の IT を支える基盤となるとして注目されている。ただし、このクラウドそれ自体については技術としても市場としても、未だ成長途中であり、具体的な定義は今のところない²。クラウドが意識される以前においても、その類型に入るようなビジネスモデルやシステムは存在していることから、そのすべてが新規に登場したものであるとはいえない。しかしながら、現在においては、これまで以上にネットワーク環境としてのインフラが整備され、無線 LAN 環境や超高速ブロードバンド等が一般的に見られるようになったほか、それらの料金が安価になったこと、ネットワークにアクセスできる端末の種類がパソコンだけではなく、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ブックリーダー、携帯ゲーム機などに拡大したことが、クラウドの市場価値を拡大したといえる。

クラウドは、コスト、スピード、拡張性に優れている。具体的には、IT 投資の節約や、管理の必要性も最小限で済むうえ、サービスの更新頻度が高く常に最新の状態が維持されスピードも速い。拡張する時には、サーバを提供している企業に申請するだけで済む。

例えば、新規に事業を立ち上げるということを想定してみると理解がし易い。事業を立ち上げるにあたって現在においては、社内におけるネットワークを構築するために様々な費用がかかる。具体的には、①サーバの設置、②ソフトウェアの購入、③各種メンテナンス、④システム担当者の雇用などが考えられる。これらが、事業規模に応じて大きく費用として負担しなければならないのである。しかしながら、クラウドを利用すると①ないし③にかかる費用は限りなく安価なものになる。これは、クラウドにはネットワーク上でソフトウェアを起動し、各種メンテナンスを行ってくれるものがあるからである。しかも、クラウドの課金方法は、容量やアカウント毎のライセンス契約となるため、企業の現状に合わせてかける費用を上下させることが可能でありフレキシビリティがある。また、システム担当者についても、管理業務のみで済むため最小限の人員で当該システムを運営することが出来るようになるのである。これは、金銭的なコストは勿論であるが、時間的コストやリソースの無駄を省くという点においても意義があると思われる。

このようなクラウド技術を利用した様々なサービスが登場している。とりわけ印象的なのは、ネット上で提供されるサービスにおいて、5%の有料のプレミアム版の利用者が無料利用者をカバーする「フリーミアム」というビジネスモデルが現れるようになったことである³。例えば、オンライン上に文書ファイル等を保存することが出来る Evernote⁴や、オンラインストレージの Dropbox⁵などはフリーミアム型のビジネスモデルといえる。通常の利用に関しては、利用者登録のみで可能だが、容量の増加などの付加的サービスを利用したいとするヘビーユーザーに対しては有償でサービスが提供される。これらのサービスは、無料のユーザ

一にサービスを提供するコストがゼロに近いから可能なものであり、サービスの提供に当たってコストが下がった原因として、クラウド技術によるところが大きい。

日本の総務省は、検索エンジンを代表とするインターネット関連ビジネスで後れをとってしまった反省もあり、これまでに比べると比較的早い段階で（それでも欧米に比べると遅れているのだが）、平成21年度の5月には、クラウド時代において、日本をアジアの情報発信拠点とすることにより、電気通信事業の発展や新規サービスの創出を図り、利用者利便の向上、我が国経済全体の発展を実現する方策の検討を行うことを目的として、「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」を立ち上げ、2010年3月に報告書案が公開されている⁶。また、同年6月には、クラウド技術の発達を踏まえた様々な課題について包括的に検討することを目的として「スマート・クラウド研究会」を立ち上げ、こちらは2010年2月に中間取りまとめが公開されている⁷。これらの動きは、わが国におけるクラウドの基盤が整備されることになるのではと期待される。

他方、クラウドには潜在的リスクがある。情報セキュリティ、信頼性、データの所在が不明確であることなどである。具体的には、企業の情報を他社の管理するネットワーク上のサーバに保存することについてのリスク、回線が安定しない場合にデータがとれなくなるなどのリスク、トラブル発生時にデータの保管場所が分からないため、法的問題の解決が複雑になるリスクなどが指摘されている⁸。

2. クラウドを利用したサービスの展開と法的課題

欧米では、日本よりもかなり早いスピードでクラウドの前提となるデータセンターの整備やルール作りが進められていることが明らかになっている。また、Google社、Amazon社、Microsoft社、Apple社などがプラットフォームを作り市場をけん引しており、既にわが国の企業には競争力がないのではないかと思えるほどに安価で安定したサービスを提供している。

また、Twitterなどのミニブログといわれる新たなコミュニケーションツールや、オンデマンドで文書管理などが簡単にできるEvernoteなどが登場したが、これらのサービスがベンチャー等の資力の限られた企業によって展開できるようになったのも、クラウドによるプラットフォームの整備が理由の一つとなっている。

クラウドが発展するにあたって、問題の一つとなると考えられるのが著作権法の問題である。前述した総務省の報告書においても、クラウドを制約する法制度として著作権法上の問題が指摘されている⁹。また、著作権法を取り扱う文化庁の審議会等においても「クラウド」というキーワードは意識されている¹⁰。権利制限の一般規定の導入に関する議論が行われている、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（主査・土肥一史氏）における利害関係者からのヒアリングにおいて、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムの山浦氏あるいは岸原氏より、同フォーラムの参加企業からの意見として、検討が必要な事例にクラウド等の拡大によって、ネット上の私的な領域を利用する行為等があげられた。また、インターネットユーザー協会の津田氏からも、クラウドにおけるデータのバックアップや、サービスを介したファイル共有、個人向けのストリーミングサービス、バーチャルオフィスなどが具体的に挙げられ、当該ビジネスを行うにあたって、著作権法上のリスクに関して完全に安全だとはいえない状況にあることについて変化させる必要があるとの指摘がある¹¹。

具体的に想定されるクラウドにおける著作権法上の問題は、コンテンツ等の利用に関する問題ということになると思われる。ネットにおける著作権侵害の問題に関していえば、具体的に、侵害主体の問題、侵害行為（複製、翻案、公衆送信等）等があげられる。

その中でも、本報告においては、公衆送信権侵害の問題を中心に論じたいと考えている。また、その前提として直接的に著作権者の公衆送信権を侵害する者ではなくとも、侵害の主体と擬制される著作権のいわゆる間接侵害の問題についても検討を加えるものとする。

3. 著作権侵害とクラウド

著作権を侵害することとは、著作権法第21条から28条に規定する各支分権を侵害すること及び、侵害とみなす行為（著作権法第113条）をいう。なお、本報告では侵害とみなす行為は検討しない。なお、各支分権を侵害する直接的な利用者では無かったとしても、著作権をいわゆる間接的に侵害している者として擬制されることがある。

著作権のいわゆる間接侵害（以下、間接侵害という）とは、「物理的な利用行為を行っているものとは別に、その手段を提供するなど何らかの形で関与するものがある場合¹²」においてそのものが当該利用行為の行為主体として認められるかという問題である。著作権法は、侵害規定として112条と113条の規定が存在している。著作権の侵害を直接的に行う者に対する規定は明文化されているが、間接侵害を行う者に対しては条文上、間接侵害そのものを定義した規定がないことから、必ずしも具体的な態様について明らかではない。本来的には、わが国の著作権法においては間接侵害規定がないことから考えても、侵害行為の主体はあくまで侵害行為を直接的に行っているものがそれに当たると考えられる¹³。しかしながら、市場において著作物の利用主体の行為を援助するようなビジネスモデルが提供され始めるとともに、単に著作物を直接的に利用するものが適法に著作物を利用しているかという判断以外に、それを援助する者の責任を問わなければ実質的に著作権の侵害行為を止めることが困難な状況が考えられるようになり、条文にはない著作権の間接侵害の問題として議論がなされている。間接侵害の議論の基礎となっているのが、「カラオケ法理」であり、この契機となっているのが、スナックなどでの著作権侵害行為であるカラオケ関連の判決である。

カラオケ法理の原点は、クラブ・キャッツアイ事件（最判昭和53年3月15日民集4巻3号199頁）である。クラブキャッツアイ事件は、カラオケスナックの経営者という利用行為の主体とは必ずしもいえないようなものに、1. 管理・支配および2. 利益の帰属を要件に利用行為の主体であると評価して責任を認めたのである。これがいわゆる「カラオケ法理」であり、現在ではインターネット関連の判例に用いられることが多くみられるようになっている。

著作権の間接侵害の問題は、その適用の範囲が不明確であり、直接的に侵害していないものに間接的にかかわっているものを行為主体ととらえるということで、不当に適用範囲が拡大する恐れがある。また、直接的に行為を行っているものが、侵害を問われないような場合においても間接的にかかわっているものが侵害に問われることもあるため、侵害の成立範囲自体も拡張する恐れがあるとの指摘もある¹⁴。インターネット関連の事例においては、事業者が行為主体であると擬制しているかが争点となったものとして、ファイルログ事件（東京高判平成17年3月31日・未掲載）、録画ネット事件（知財高決平成17年11月15日・未掲載）、MYUTA事件（東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁）、選撮見録事件（前掲事件）、まねきTV事件（最高判平成23年1月18日・判時2103号124頁）、ロクラクII事件（最高判平成23年1月20日・判時2103号128頁）などがある。インターネット関連のサービスを提供する事業者は、著作物を物理的な利用行為を行っているものとは別に、その手段を提供するなど何らかの形で関与するものに該当し得る。そこで、前述のカラオケ法理を発展させる形（識者によっては、カラオケ法理と類似するという表現もある。）で当該事業者を利用主体と擬制的に考える手法が裁判で利用されてきた。P2Pと呼ばれるファイル交換サービスの提供者について問題となったファイルログ事件では、①管理・支配の程度、②経済的利益を得ていること、③行為の内容・性質などを総合参酌するという判断基準が示された。これは、これまでのカラオケ法理に加えて③の要素を加えたものであるとの指摘がある¹⁵。①管理・支配の程度については、インターネット関連サービスにおいてはほとんどの場合において管理・支配がされているととらえられる。また、②経済的利益を得ていることについても同様で、原則的に企業は営利を目的にサービスを提供しているのであるから、経済的利益を得ているという要件にも当てはまる。③のサービスの性質については、事例ごとに内容が異なっているが、提供されるサービスがどれだけ著作権を侵害する援助行為を行っているのかという点につきいくつかの要素を積み上げるような形で判断されているように思える。例えば、侵害主体性が認められなかった事例であるロクラクII事件や、まねきTV事件では、侵害の判断における要素の一つに、サービスを利用するための機器や、サーバの所有権を利用者が有していたことがあげられている。そして、結果的に私的複製

行為を援助しているに過ぎない行為であるとの判断がなされたが、これを一般的なクラウド型のサービスにあてはめてみると、サーバ自体を利用者が所有しているわけではないためカラオケ法理によって侵害主体と認定される可能性がある。これまでも、MYUTA 事件では、オンラインストレージ（通常オンラインストレージは、データを保存し蓄え、アーカイブしたりそのデータへアクセスすることを目的とすることが多いが、本件における MYUTA はどちらかといえばデータ転送サービスに近い。しかしながら、原則的にオンラインストレージの事例として周知されている。）を提供するサイト事業者のサーバの所有権が当該サイト事業者の設置によるものであることを侵害主体性の判断の要素とされている。さらに、事業者の援助の度合いも一定の判断要素となりうる。例えば、ファイルログ事件、録画ネット事件、MYUTA 事件、選撮見録事件、まねき TV 事件、ロクラク II 事件などでは、機器の提供やアプリケーションソフトの提供が判断要素の一つとなっている。

インターネット関連の裁判例においては、利用者が事業者の提供するサービスを利用して著作物を何らかの形で利用しているという点については共通するが、事業者のサービス提供方法や関与の態様が異なる。そのため、一見すると同様のサービスのように思えるような事例であったとしても結論が異なることがある。前述した裁判例のうち、録画ネット事件、MYUTA 事件、選撮見録事件では、利用者の直接的な侵害行為を十分に判断がなされたとはいえないままに、事業者を侵害主体と擬制している。まねき TV 事件やロクラク II 事件では、控訴審では事業者の侵害行為主体性を否定したものの、最高裁で覆っている。

これらのような事案に関しては、判例としても学説としても様々な面からの議論が続いており、確定的な結論は出ていない。そのために、著作権の間接侵害の適用対象は制限なく拡大する恐れもあり法的安定性は低い。

このような事業の提供は、あくまで個々の利用者がそれぞれに利用行為を行っているにすぎないものであるのか、事業者が違法に著作物を利用して自身の事業に利用していると考えられるべきなのかという点については難しい判断が求められる。また、前者であるとして個々の利用者の利用行為が権利制限されるような利用行為であって、適法に利用がなされているといえる場合について、事業者の責任をその上でさらに問うべきであるのか否かという問題がある。我が国においては、カラオケ法理の考え方によれば、直接的な侵害行為の有無にかかわらず間接的に利用しているといえる者の侵害を問いうる。この考え方によれば、利用者という側面からみると一度権利が制限されており適法に利用できていたものが、サービス提供者の事業を止めることで結果的にそのような利用行為が出来なくなることに等しく、制限された権利が浸食されていることになるとの指摘もある¹⁶。他方、事業そのものを考えてみれば、そもそも権利を有しない事業者が実質的に著作物を自身のサービスで利用できるようにしたことによって、結果的に様々な営業上の利益を得ることが出来るとするならば、著作権者としてはその事業活動に対して権利を行使できるとする考え方もありうる。この問題は、どちらの立場に立つのかということではなく、一般規定のごとく範囲の不明確なカラオケ法理を用いるに当たっては、それぞれの事象を様々な角度から検証し、事業者に行方主体性が認められるのか否かということについて詳細に検討する必要があるように思える。

4. おわりに

従来からこのような事案においては、「解釈論などで解決すると恣意的な結論を生むことになり、解釈のばらつきを招き法的安定性を害する¹⁷」等の批判があり、侵害主体の範囲につき立法的手当てが必要であるとする学説がある¹⁸。立法に当たっての議論としては、文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の司法救済ワーキングチームにおける検討をはじめとして、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会においても議論がされてきた¹⁹。また、知的財産推進計画 2009 においても、2009 年度中に「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」ということが明記され、「行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすることなどについての検討を行」うとしている²⁰。クラウド型のビジネスモデルは日々拡大しており、立法による対応が急がれるのではないかと考えるがこれまでの判例を参酌すれば、クラウド提供事業者が利用者の行為を原因として著作権侵害に問われることはあり得るといえる。

[¹] クラウドには、IaaS(Infrastructure as a Service)、PaaS(Platform as a Service)、SaaS (Software as a Service) などのサービスがある。

[²] 総務省「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」参照。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_02000043.html

[³] クリス・アンダーソン〔著〕＝小林弘人〔監修〕＝高橋則明〔翻訳〕『フリー〈無料〉からお金を生み出す新戦略』(NHK 出版、2009年) 39頁参照。

[⁴] <http://www.evernote.com/about/intl/jp/>

[⁵] <https://www.dropbox.com/>

[⁶] 前掲・総務省 Web「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」参照。

[⁷] 総務省 Web「スマート・クラウド研究会」参照。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/smart_kuraudo/index.html

[⁸] 日経 BP 社出版局『クラウド大全第2版』(小林雅一)「クラウドコンピューティングの行方」(日経 BP 社、2010年) 55頁参照。

[⁹] 前掲・総務省 Web「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」24頁以下。

また、前掲・総務省 Web「スマート・クラウド研究会」35頁参照。

[¹⁰] 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第5回)議事(文化庁、2009年)参照。

[¹¹] 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第5回)平成21年8月(文化庁、2009年)議事録および提出資料6「フェアユース規定導入に関する意見」8頁、提出資料7「著作権法における権利制限の一般制限規定の新設に関する意見」2頁参照。

[¹²] 「著作権法における「間接侵害」(特集 知的財産法の新展開-知財立国への法整備)」ジュリスト(1326)75-83頁(有斐閣2007年)参照。

[¹³] 「罪に濡れたふたり事件」東京地判平成16年3月11日(判時1893号126頁)

[¹⁴] 中山信弘『著作権法』480-481頁は、実質論からは同調すべき面があるとしながらも、原則的に、侵害の主体は条文で規定された範囲と考えるべきとしている。

[¹⁵] 奥邨弘司『講演録/著作権の間接侵害-日米裁判例の動向と実務への影響、今後の課題-』コピーライト No582(2009年)11頁参照。

[¹⁶] 前掲・奥邨「講演録」6-7頁参照。

[¹⁷] 前掲・中山『著作権法』480頁参照。

[¹⁸] 前掲・中山『著作権法』476頁では、法的安定性の観点から、侵害態様は法によって定めるべきとの見解を示している。

[¹⁹] 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告)」平成20年11月27日知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会Ⅲ「ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化」13頁以下等参照。

[²⁰] 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2009』2009年6月24日3(7)②「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」22頁参照。